

# 第8次鞍手町行財政改革 策定方針（案）

# 1. 策定の趣旨・背景

## (1) 行財政改革とは

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進する取組です。次世代に鞍手町を引き継ぐため、町民生活に必要な行政サービスの維持と財源の確保を図るとともに、ムリ・ムダ・ムラをなくし、健全財政を実現するため「簡素で効率的・効果的な行政運営の確立」に取り組むものです。

(鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第1条により規定)

## (2) これまでの行財政改革

名 称	期 間
第1次鞍手町行政改革大綱	昭和63年度～平成4年度
第2次鞍手町行政改革大綱	平成8年度～平成12年度
第3次鞍手町行政改革大綱	平成13年度～平成17年度
第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン	平成17年度～平成21年度
第5次鞍手町行財政改革プラン	平成23年度～平成27年度
第6次鞍手町行財政改革プラン	平成28年度～令和元年度
第7次鞍手町行財政改革	令和2年度～令和7年度

## 2. 策定に必要な現状分析と課題抽出

### 行財政改革

#### (1) 社会情勢・人口構造の現状

- ・ 人口減少及び少子高齢化の進行
  - ・ 生産年齢人口の減少による税収基盤の縮小
  - ・ 住民ニーズの多様化・高度化
- ※人口減少下での財源の確保

#### (2) 財政状況の現状

- ・ 自主財源比率の低さ、地方交付税への依存
  - ・ 扶助費・公債費など義務的経費の増加
  - ・ 物価高騰や社会保障関係経費の増嵩
  - ・ 将来負担比率や基金残高の推移
- ※財政構造の硬直化への対応

## 行財政改革

### (3) 行政運営・組織体制の現状

- ・ 職員数・年齢構成の偏り
- ・ 業務量の増大と業務内容の複雑化
- ・ 属人化した業務や非効率な事務手続き

※限られた人的資源で質の高い行政サービスを維持するための、業務の見直し

### (4) 公共施設の現状

- ・ 公共施設の老朽化による維持管理費の増加
- ・ 施設統合による遊休施設の増加
- ・ 公共施設等総合管理計画と矛盾した施設（延床面積）の増嵩

※公共施設等総合管理計画に則した施設の総量や配置、管理運営の在り方の抜本的な見直し及び遊休施設等の撤去・売却も視野に入れた利活用の方向性の整理による財政負担の平準化・縮減

## 行財政改革

### (5) 事務事業の現状

- ・ 目的や効果が不明確な事業の存在
- ・ 事業評価や検証が十分に行われていない
- ・ 社会情勢や住民ニーズとの乖離

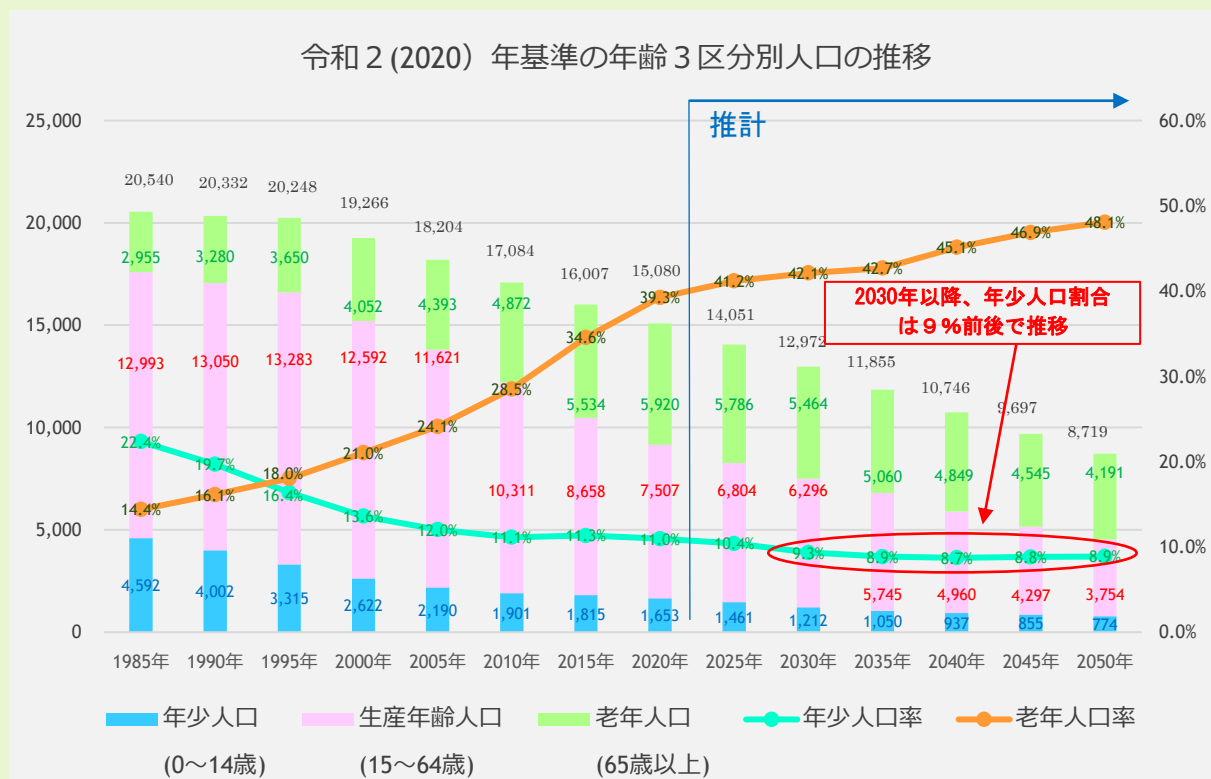
#### ※事務事業の選択と集中

これらの現状と課題を的確に把握したうえで、限られた経営資源を有効に活用し、持続可能な行政運営と健全な財政基盤の確立に向けた行財政改革を推進する必要がある。

# 3. 人口減少の現状

## (1) 年齢3区分別の人口推移

令和2（2020）年の国勢調査の結果では、総人口は15,080人となっており、平成27（2015）年の国勢調査結果に基づく推計値よりも267人多い結果となりました。内訳としては、年少人口がプラス29人、生産年齢人口がプラス183人、老年人口がプラス113人となっています。しかし、令和2年の国勢調査結果に基づく推計において、人口は3区分とも減少し続けると予測されています。

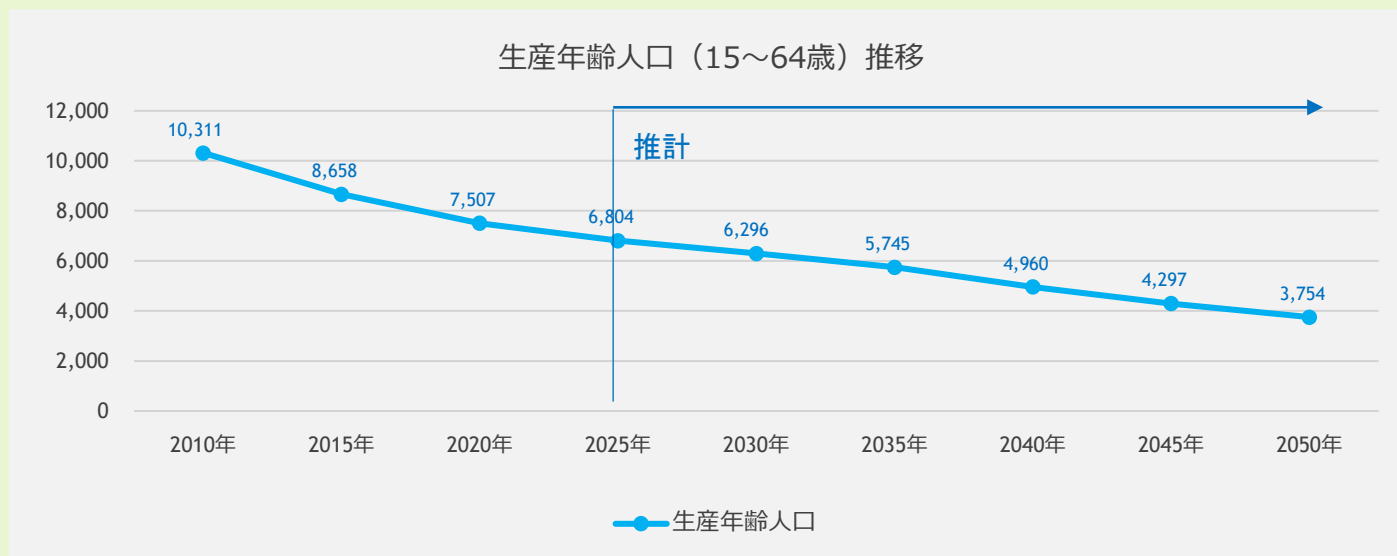


▲年齢3区分別人口推計（出典：国勢調査、社人研）

## （２）生産年齢人口（担い手）の減少

令和32（2050）年まで上昇すると推計されている老年人口の割合は、令和7（2025）年には40%を超え、その後も上昇していくと予測されていますが、老年人口自体は、今後減少していく見込みです。

一方、生産年齢人口の割合は、平成22（2010）年までは60%台、平成27（2015）年以降は50%台、令和2（2020）年以降は40%台と急激な減少傾向にあります。これは、高齢化が進み、出生率が低下していることが大きな要因であり、さらに、最も人口の割合が多い団塊の世代が65歳以上の高齢者層となっているのも一つの要因であると考えられます。



▲生産年齢人口の推移（出典：国勢調査、社人研）

国勢調査における日本の生産年齢人口は、総人口の減少率よりもはるかに速いペースで減少しています。生産年齢人口が減少する一方で、労働力人口は増えています。これは、働き方改革の推進により、多様な人材が働きやすい環境が整備されたことによるものと考えられます。しかし、今後も生産年齢人口は減少し、老年人口は増加をし続けると予測されています。これは、人口減少の第二段階に当たり、このままでは、社会保障制度や公的年金制度も危うくなってきます。

本町においては、人口減少の**第二段階**（生産年齢人口の減少が加速、高齢人口が維持または微減）から**第三段階**（年少人口・生産年齢人口の減少が一層加速、老年人口の減少）に突入し、年少人口、生産年齢人口のみならず老年人口も減少すると予測されているため、人口減少を緩やかにする施策や少ない人口で高い生産性を実現できる施策を進めていく必要があります。また、将来を見据え安定した財政基盤を堅持し、持続可能な行政経営を行っていくには、人口減少を踏まえたうえで、限りある財源を有効に活用して必要な施策を行っていくことができるよう、歳出の妥当性をあらゆる角度から検証し、取り組んでいかなければなりません。

		平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
年少人口	実数	1,815	1,653	1,461	1,212	1,050	937	855	774
	年齢別割合	11.3%	11.0%	10.4%	9.3%	8.9%	8.7%	8.8%	8.9%
生産年齢人口	実数	8,658	7,507	6,804	6,296	5,745	4,960	4,297	3,754
	年齢別割合	54.1%	49.8%	48.4%	48.5%	48.5%	46.2%	44.3%	43.1%
老年人口	実数	5,534	5,920	5,786	5,464	5,060	4,849	4,545	4,191
	年齢別割合	34.6%	39.3%	41.2%	42.1%	42.7%	45.1%	46.9%	48.1%
総人口		16,007	15,080	14,051	12,972	11,855	10,746	9,697	8,719

▲年齢3区分別人口推計と年齢別割合（出典：国勢調査、社人研） ※令和7年以降は推計値

### (3) 仮定値による将来人口

鞍手町人口ビジョンでは、鞍手町における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を少子化対策及び子育て世帯の流入に主眼を置いて次の仮定値を設定し、社人研による推計値を基準値としながら、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じたものとして推計しています。人口の将来展望に関しては社人研の人口推計を基準値として、短期・中期・長期の3段階の目標値を掲げ次の目標値を設定しています。

#### 【仮定値の設定条件】

- ・ 出生数：令和22（2040）年までに年間80人に増加
- ・ 移動数：令和32（2050）年までに年間60組の若者夫婦が移住（20歳～30歳代夫婦が転入）

短期目標	令和12（2030）年	13,300人
中期目標	令和17（2035）年	12,400人
長期目標	令和32（2050）年	11,000人

		令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
年少人口	実数	1,653	1,478	1,269	1,168	1,179	1,266	1,394
	対2020年比	100%	89%	77%	71%	71%	77%	84%
生産年齢人口	実数	7,507	6,848	6,479	6,166	5,687	5,506	5,363
	対2020年比	100%	91%	86%	82%	76%	73%	71%
老年人口	実数	5,920	5,786	5,464	5,060	4,849	4,545	4,191
	対2020年比	100%	98%	92%	86%	82%	77%	71%
総人口		15,080	14,112	13,212	12,394	11,715	11,317	10,948

▲年齢3区分別人口推移（仮定値による将来展望）

## 4. 行財政改革と財政状況

### (1) 行政改革と財政

本町においては、これまでも7次にわたり行財政改革を実施し、社会情勢の変化に対応するため、その時々課題に対する改革項目を定め、これに沿って、事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設等の各種見直しを行い、逐次行政運営に反映することで一定の成果を上げてきました。

特に、平成12年は過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、過疎地域の指定から除外されました。これは、人口減少率が基準に当てはまらなかったことによるもので、過疎地域でなくなったこと自体は良い兆候ですが、有利な財源を活用できなくなり、事業の実施に影響を及ぼしました。

再び、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、平成22年に過疎団体に指定されましたが、令和3年に施行された現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による指定は令和13年3月31日で失効するため、依然と厳しい状況であることは変わりません。

こうした背景や今後ますます多様化、高度化する住民ニーズ、社会情勢の変化に対応していくため、これまでの行財政改革の取組による成果や課題、国の方針などを踏まえ、今後も行政改革と財政改革ともに取り組まなければならないと考えています。

## (2) 財政状況

地方公共団体の財政が健全な状態とは、収支が均衡した状態が維持できていることですが、実際の財政運営においては、経済の不況による税収の落ち込みなど、予定していた収入が見込めず、貯蓄にあたる基金を取り崩して財源不足を調整することがあります。しかし、恒常的に基金を取り崩している状態が続いていけば、それは収入に見合った支出になっていないことを意味し、**基金残高**は健全な財政が維持できているかを判断するための重要な目安となります。

本町の普通会計における財政状況は、平成22年度以降、歳出が年々拡大傾向にあり、特に令和2年度以降の決算額は大きな規模となっています。

(単位：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
決算額	6,970,080	7,752,629	12,076,632	13,529,949	8,690,759	10,807,463	12,729,315
財政力指数	0.44	0.48	0.47	0.47	0.44	0.42	0.41
基金残高 (財政調整基金)	449,344	1,008,911	1,009,801	1,047,313	1,338,379	1,699,337	1,690,412

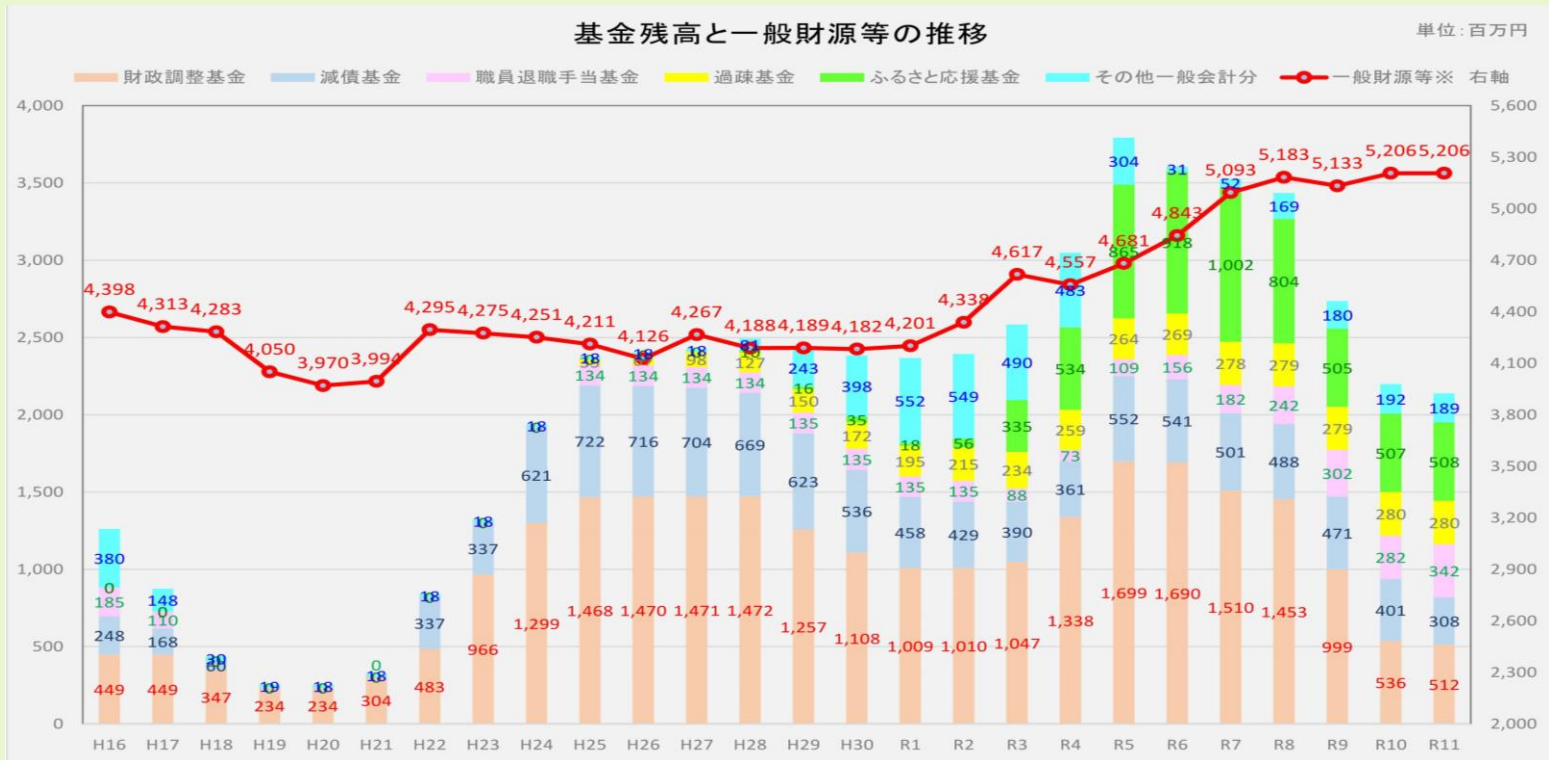
※過疎団体から除外された平成17年度及び直近の決算額と財政力指数及び財政調整基金残高

**財政力指数** 自治体がどれくらい自前の財源で行政サービスを賄えるかを示す指標です。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。

**普通会計** 地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたものです。  
**財政調整基金** 毎年度の税収の変動や将来の財政支出に備えるための基金です。年度間の財源の不均衡を調整します。

### (3) 基金残高と一般財源等の推移

本町の過去15年間の基金残高の推移を見ると、普通交付税の歳出特別枠が増額された平成21（2009）年度から一般財源等の増加と連動するように平成25（2013）年度にかけて年々増加。平成25（2013）年度以降は、ほぼ同水準で推移しているため、収支がほぼ均衡している状態になっているといえます。



▲基金残高の推移

※1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高（出納整理期間の増減を含む）

※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税（基準財政需要額に算入されている公債費等を控除した額）、臨時財政対策債の合計

※3 表示単位未満は四捨五入しています

普通交付税 地方公共団体間の不均等を調整し、標準的な行政サービスを提供できるように国が配分するお金のことで  
基金 町の条例に定めた特定の目的に使うために積み立てる資金です。

## (4) 今後の財政の見通し

今後の財政見通しにおいては、福祉サービスの維持・向上に伴う経費の増加に加え、過疎対策事業債を活用した各種過疎対策事業の実施や公共施設の建設工事に取り組んでいることが大きな歳出増加要因として挙げられます。

令和10年4月開校予定の統合小学校に係る建設工事が令和8年度より本格化するほか、庁舎等建設事業に係る公債費の償還が開始されることから、歳出はさらに増加する見込みです。加えて、宮若市外二町じん芥処理施設整備に係る負担金や物価上昇などが、財政支出構造に大きく影響することが見込まれています。

一方、歳入面では、地域の持続的発展と財政基盤の安定化を図る中において、人口動態の影響を大きく受けるものと考えられます。

特に、令和7年国勢調査による人口の確定値は、「行政サービスを維持するために必要な経費（基準財政需要額）」を算出する主要な指標として地方交付税の算定に大きく影響するとともに、税収をはじめとする自主財源の減収も見込まれることから、財政状況は、一層厳しさを増すことが予測されます。

過疎対策事業債  
公債費  
基準財政需要額

過疎団体の指定の自治体が活用できる有利な借金で、その返済に必要な財源の一部は国からの地方交付税に算入されます。  
地方公共団体が借り入れた地方債(町債)の元金の返済と利子の支払い及び一時的な借入れをした場合の支払利息のことです。  
地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために必要とされる一般財源額を国が一定の基準に基づいて算定したものです。

## ①収支予測

将来の財政収支は、厳しい状況が続くと予想され、歳出規模の拡大が進むことで複数年度にわたり収支がマイナスとなる可能性が示されており、安定的な財政運営の確保が課題となっています。

(単位：百万円)

区 分	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
歳 入	11,533	14,294	9,577	9,888
歳 出	11,593	14,751	10,043	9,915
歳入歳出差引	△60	△457	△467	△26
実質収支	△60	△457	△467	△26
単年度収支	△60	△397	△10	440

※令和10年度、令和11年度は、財源不足を基金から補填していません

実質収支 歳入歳出の差引額(形式収支)から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。実質収支＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源  
 単年度収支 当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額  
 実質単年度収支 単年度収支の中には、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金や地方債繰り上げ償還金)や赤字要素(財政調整基金取崩し額)が含まれるので、これらを控除した実質的な収支をいう

## ②歳入の見込み

本町の今後の歳入見込みは、人口減少や高齢化の進行により、町税をはじめとする自主財源の大幅な増収は期待できず、依然として厳しい財政状況が続くものと予想されます。なお、下記の歳入見込みは、人口減少の影響を織り込まず、現行制度及び現時点の税込水準を基礎として推計したものです。

(単位：百万円)

区 分	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
町税	1,893	1,893	1,893	1,893
地方譲与税	68	68	68	68
税交付金	501	501	501	501
地方交付税	3,799	3,653	3,832	3,857
国庫支出金	1,758	1,495	1,093	1,093
県支出金	764	805	758	758
繰入金	309	363	136	151
町債	1,976	5,151	930	752
その他	464	364	364	814
合 計	11,532	14,293	9,575	9,887

町税

町が課税する税金です。(町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税)

地方譲与税

国税として徴収したものを、一定の基準によって、地方自治体に譲与するもの

税交付金

国税の一部を財源として、国が地方自治体へ再配分するお金

国庫・県支出金

国や県が行うべき事業を委託する場合や町が行う事業に対して一定の割合で国・県が補助する場合に交付されるもの

繰入金

一般会計、特別会計及び基金間で、資金運用するもの

町債

町が金融機関などから借り入れる借金のこと

### ③歳出の見込み

本町の歳出については、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策費の増大により、今後も高い水準で推移するものと見込まれます。特に扶助費や繰り出し金などの義務的経費は増加傾向にあります。

なお、下記の歳出見込みは、人口減少の影響を織り込まず、現行制度及び現時点の水準を基礎として推計したものです。

(単位：百万円)

区 分	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
人件費	1,479	1,464	1,532	1,455
扶助費	1,669	1,669	1,669	1,669
公債費	1,015	883	1,029	1,075
普通建設事業費	2,898	5,606	767	603
物件費	1,539	2,253	1,799	1,798
維持補修費	55	35	32	32
補助費等	1,755	1,752	1,781	1,782
積立金	269	115	55	112
投資及び出資金	81	81	90	90
繰出金	831	831	831	831
前年度繰上充用金	0	60	457	467
合 計	11,591	14,749	10,042	9,914

## ④まとめ

将来の財政収支予測においては、歳出規模の拡大が進むことで複数年度にわたり収支がマイナスとなる可能性が示されており、安定的な財政運営の確保が課題となっています。

歳入面においては、地域の持続的発展と財政基盤の安定化を図る中で、今後の歳入の見通しは、人口動態の影響を大きく受けるものと考えられます。

特に、令和7年国勢調査による人口の確定値は、「行政サービスを維持するために必要な経費（基準財政需要額）」を算出する主要な指標で地方交付税の算定に大きく影響するとともに、税収をはじめとする自主財源の減収も見込まれることから、財政状況は、一層厳しさを増すことが予測されます。

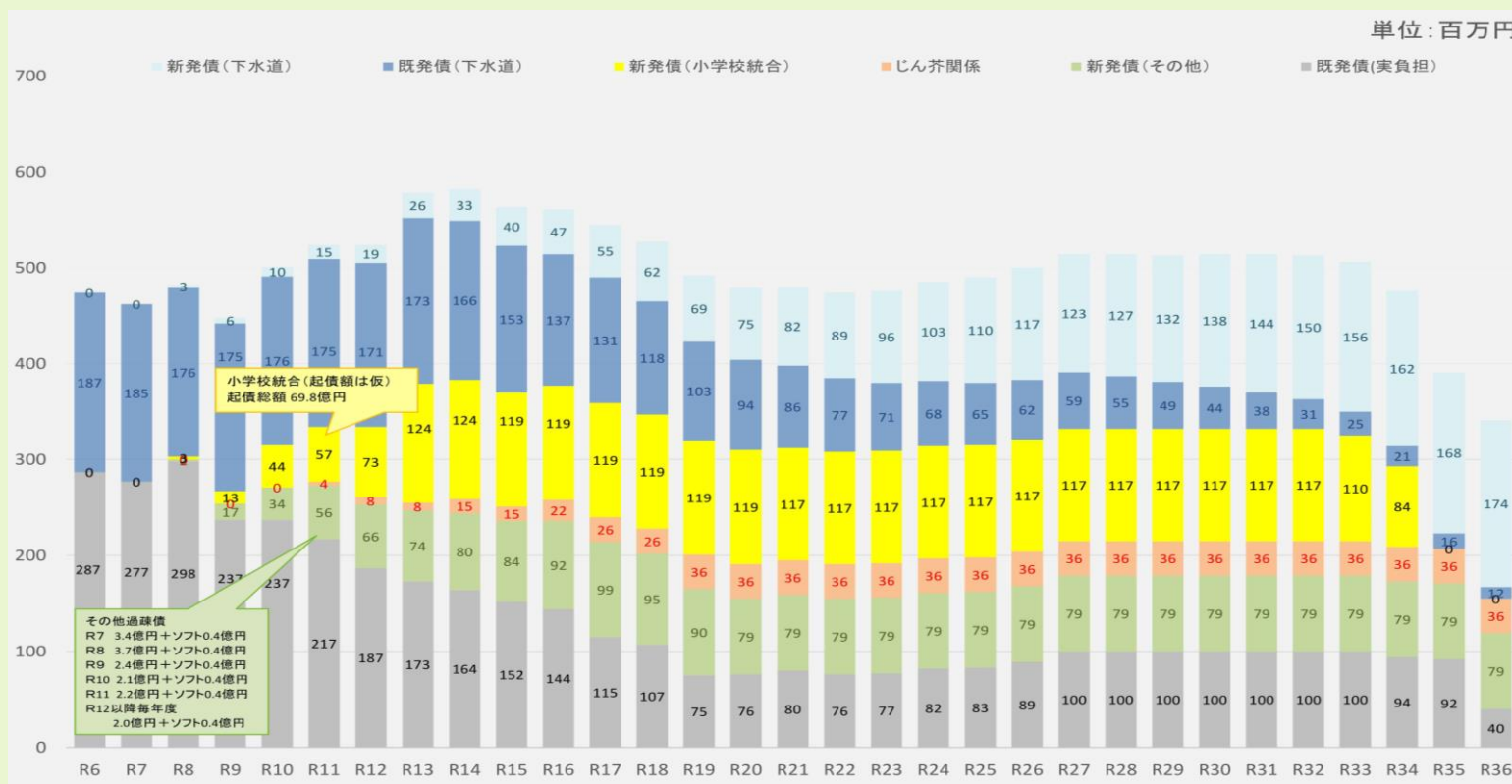
このような状況を踏まえ、将来にわたって安定的な財政運営を行うためには、税収の確保に努めるとともに、地方交付税等の依存財源の適正な活用、行政サービスの効率化を一体的に進めていく必要があります。

自主財源  
依存財源

自主財源とは、町が自主的に収入できる財源のことで、自主財源の中で最も多いものは住民税や固定資産税などの町税  
依存財源とは、国や県から交付される収入や町が新たに借り入れる町債(借金)のこと。一般的には、自主財源の割合が多いほど財源に余裕があるとされる

## (5) 地方債償還（実質的な負担）シミュレーション

地方債償還シミュレーションは、将来世代への負担の程度を把握するとともに、実質公債費比率や将来負担比率など財政健全化指標への影響を確認するためのものです。シミュレーションの結果、公債費は今後一定期間高止まりすることが見込まれるため、地方債の活用にあたっては、交付税措置の有利なものを優先するとともに、発行額の抑制に努める必要があります。



※1 表示単位未満は四捨五入

※2 実質的な負担…元利償還金から交付税算入見込額（理論償還等）を控除した額

※3 既発債はR6年度までの借入分

※4 新発債は令和7年度以降の借入見込分

地方債 建設事業等のため、金融機関等から借り入れる借金です。

## 5. 策定の主眼

### 行財政改革

第8次の行財政改革は、人口減少、財政予測を考慮した自律的なマネジメントによる改革とし、量的改革だけでなく、質的改革を推進するスクラップアンドビルドによって多様化する事業を再構築し、単なる「削減」でなく、「**持続可能な自治体経営**」への転換を目指し、「**持続可能で安定した行政サービスの提供**」と「**将来世代に負担を先送りしない健全な財政の確立**」に取り組みます。

また、財政基盤に主眼を置いた行財政改革を着実に推進するため、公共施設については、長期的視点に立ち総量の適正化や再配置、管理運営手法の見直しを進め、老朽化への対応や更新費用の増大といった課題を踏まえ、施設の長寿命化等を含めた最適化を進めます。

#### (1) 改革の目的

高効率な行政の実現と未来につなぐ安定した財政基盤の確保

## (2) 改革の目標

持続可能な財政基盤の確立

効率的な行政システムの構築と時代に即した行政サービスの提供

## (3) 改革の柱

健全な収支構造の構築

DX推進による簡素で効率的な組織・行政運営

公共施設の最適化

## (4) 改革プラン

改革の柱に沿った、調査・分析を行い、改革項目を設定

## (5) 計画期間

令和9年度～令和12年度

## 6. 計画策定の推進体制

### \* 鞍手町行財政改革推進委員会

選出区分	所属・役職名	氏名
議会関係委員	鞍手町議会 議員	許 斐 英 幸
議会関係委員	鞍手町議会 議員	野 口 美恵子
地域自治関係委員	鞍手町区長会 会長	久 保 智 則
農業関係委員	鞍手町農業委員会 副会長	幸 田 剛
商工業関係委員	鞍手町商工会 経営支援課長	船 津 敬 明
ボランティア関係委員	鞍手町ボランティア連絡協議会 副会長	矢 野 百合子
福祉関係委員	鞍手町社会福祉協議会 会長	新 谷 敏 江
教育関係委員	鞍手町教育委員会 教育委員	筒 井 英 和
企業関係委員	鞍手工業団地協同組合 専務理事	縄 手 寿 典
企業関係委員	株式会社ニッショウテクノス 代表取締役	田 代 雄 二
女性委員	鞍手町民生委員・児童委員	筒 井 紀世美
公募委員	町 民	松 本 秀 樹
公募委員	町 民	花 田 ゆかり

## \* 鞍手町行財政改革推進本部

役 職	職 名	氏 名
本部長	町 長	岡 崎 邦 博
副本部長	副町長	折 尾 敬 敏
	教育長	外 園 哲 也
本部員	総務課長	梶 栗 恭 輔
	まちづくり課長	高 橋 奈美江
	管財課長	石 田 正 樹
	税務保険課長	石 田 克
	住民環境課長	大 村 俊 夫
	福祉人権課長	田鶴原 竜 二
	健康こども課長	沼 野 葉 子
	産業振興課長	柴 田 隆 臣
	都市整備課長	神 谷 徹
	会計課長	小長光 弘 平
	上下水道課長	西 生 卓 矢
	教育課長	森 永 健 一
議会事務局長	武 谷 朋 視	

## \* 調整会議及びプロジェクトチーム

課局名	職 名	氏 名
総務課	総務課長	梶 栗 恭 輔
まちづくり課	まちづくり課長	高 橋 奈美江
管財課	管財課長	石 田 正 樹
産業振興課	産業振興課長	柴 田 隆 臣
教育課	教育課長	森 永 健 一
総務課	人事庶務係長	長 浦 良
総務課	財政係長	田 中 啓 介
まちづくり課	まちづくり戦略係長	小 田 佑 亮
職員組合	委員長	加 藤 優

## \* プロジェクトチーム

部会ごとに調査研究し、改革項目策定及び進捗管理

部会名
財政部会
施設部会
人事部会

# 7. スケジュール（予定）

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進捗管理調査			■									
推進本部会議・調整会議等										●	●	●
プロジェクト会議											■	
行財政改革推進委員会											●	
HP等公開										HP等評価結果公開●		

令和8年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進捗管理調査		■										
各課ヒアリング												
推進本部会議・調整会議等	●	●	●	●								
プロジェクト会議	■											
パブリックコメント						■						
行財政改革推進委員会				● 諮問	●	●	● 答申					
議会報告、HP等公開						HP等評価結果公開●				● 議会計画策定報告		